

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(土日が休日に違
たるときは、そ
の翌日)

目次

- ◇条 例
- 鳥取県特別医療費助成条例
- 鳥取県高等学校教育審議会条例
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県自然環境保全審議会条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県特別医療費助成条例をここに公布する。

昭和四十八年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十七号

鳥取県特別医療費助成条例

(目的)

第一条 この条例は、老人その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費について、市町村に対する助成を行なうことにより、これらの者の健康の保持及び生活の安定を図り、もつてその福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。

- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)
 - 二 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)
 - 三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)
 - 四 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
 - 五 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)
 - 六 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)
 - 七 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)
 - 八 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)
- 2 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者(これらの者であつた者を含む。)又は社会保険各法以外の法令の規定により医療費を負担する患者若しくはその配偶者若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)をいう。

(助成)

第三条 知事は、市町村が別表に掲げる者（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護を受けている者及び老人福祉法（昭和三十一年法律第三十三号）第十条の二の規定による老人医療費の支給を受ける者を除く。）の医療費のうち社会保険各法その他の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用について助成するときは、規則で定めるところにより、その助成に要する経費の二分の一を、当該市町村に対し、補助する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十八年十月一日から施行する。

(鳥取県老人医療費助成条例の廃止)

2 鳥取県老人医療費助成条例（昭和四十六年七月鳥取県条例第二十五号）は、廃止する。

別表

- 一 七十五歳以上の者
- 二 一歳未満の者
- 三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者で、六十五歳以上の者である場合にあつてはその者の、六十五歳未満の者である場合にあつてはその者及びその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年又は前前年の所得が規則で定める額以下のもの

得が規則で定める額以下のもの

四 児童相談所又は精神薄弱者更生相談所の判定により重度の精神薄弱者とされた者で、その者及びその者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年又は前前年の所得が規則で定める額以下のもの

五 治療が特に困難な疾病又は経過が慢性にわたり患者等の負担が大きい疾病で規則で定めるものにかかつている者で規則で定めるもの

鳥取県高等学校教育審議会条例をここに公布する。

昭和四十八年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十八号

鳥取県高等学校教育審議会条例

(設置)

第一条 高等学校教育の振興を図るため、鳥取県高等学校教育審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、高等学校教育に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 県議会議員
- 二 学識経験者
- 三 教育関係団体の代表者
- 四 県の職員

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第七条 審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前二条の規定は、部会の運営について準用する。

(専門委員)

第八条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから、教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第九条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、教育委員会の事務局の職員のうちから、教育委員会が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(雑則)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十九号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

導所	を	肢 ^し 体不自由者更生施設	肢 ^し 体不自由者更生施設	
			鳥取県立第一更生指導所	鳥取県立第二更生指導所
			に改	

第六条の二（見出しを含む。）中「鳥取県立重度身体障害者更生指導所」を「鳥取県立第二更生指導所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県自然環境保全審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十号

鳥取県自然環境保全審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県自然環境保全審議会条例（昭和四十七年十月鳥取県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この条例は、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条第三項の規定に基づき、鳥取県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条第一項中「二十人以上」を「三十人以上」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

四十七年	境港第二
	境港市上道

町	二四
---	----

を

四十七年	境港第二	境港市上道町	二四
四十八年	面影第六	鳥取市大杓	三二

に改

める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十二号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和三十年十月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「千五百円」を「二千三百円」に、「二千円」を「三

千円」に改め、同条第三項中「五十六円」を「八十円」に、「一人については、二十円」を「二人までについては、それぞれ二十六円」に、「四十円」を「そのうち一人については、五十三円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の規定は、昭和四十八年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた障害給付年金及び遺族給付年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に給付の事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。